

★プラネタリウム団体投影における観覧料減免申請書提出の対象施設について ※R8.4.1更新

	那覇市内	市外
保育園 ※認可・無認可問いません ※認定こども園含む。	○	○
幼稚園 ※学校教育法に基づく 公立・私立幼稚園	○	×
小学校 ※学校教育法に基づく 公立・私立小学校	○	×
中学校 ※学校教育法に基づく 公立・私立中学校	○	×
特別支援学校	○	○
児童館 (児童厚生施設)	○	○
児童発達支援 放課後等 デイサービス	×	
アメリカンスクール	× ※日本の学校教育法の規定による那覇市内の学校である場合は、 減免の対象になる場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。	
学童	×	

減免の対象ではない団体の中でも、以下の方は、観覧料が全額免除になります。

**観覧料の免除が
できる方（個人）**

- ・未就学児、那覇市内在住・在学の小中学生
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのご本人及び同伴の方1名
- ・障害者手帳アプリ「ミライロID」をお持ちの方及び同伴の方1名
 ※各種手帳（コピー可）および手帳アプリは窓口にてご提示ください。
 ※上記以外の受給者証等は観覧料免除の対象外となりますので、ご了承ください。